

久留米市教育センター清掃業務委託契約書（案）

久留米市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、久留米市教育センター清掃業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

- 第1条 発注者は、久留米市教育センターの清掃業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。
- 2 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別添の図書、仕様書、作業要領、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書その他業務内容に関する書類をいう。以下同じ。）に従い、法令及び久留米市の条例、規則等を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 3 発注者は、その意図する業務の目的を達成させるため、業務に関する指示を受注者（第10条第3項に定めるところによる受注者の作業責任者等を含む。以下この項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

（場所）

- 第2条 業務を行う場所は、久留米市教育センター（久留米市南一丁目8番1号）とする。

（委託期間）

- 第3条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（委託料の額）

- 第4条 業務の委託料の総額及び各会計年度における年額は、各会計年度の歳入歳出予算の範囲内であって次に掲げる額とする。

総額 〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇円）

令和〇年度業務委託料金〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇円）

令和〇年度業務委託料金〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇円）

令和〇年度業務委託料金〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇円）

- 2 法改正により消費税等の税率が変動したときは、当該法改正の施行日以降における前項の消費税等額は、変動後の税率により計算した額とする。
- 3 当該業務は、契約金額に占める労務費の割合が高い労働集約型委託業務であることから、人件費の上昇等に伴う協議の要請を受けた場合には、必ず、双方協議に応じるものとする。

（契約保証金）

- 第5条 受注者は、発注者に対し、発注者が定める日までに、契約保証金として前条第1項に定める委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10以上に相当する金額を納付しなければならない。ただし、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第27条第1項各号に該当するものとして、発注者が契約保証金を減免することとしたときは、この

限りでない。

- 2 前項の契約保証金は、久留米市契約事務規則第26条第3項各号に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
- 3 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、損害賠償額の予定と解釈しない。
- 4 契約保証金又はこれに代わる担保の提供は、受注者が発注者に対して負う損害賠償金、違約金その他の債務に充当することができる。
- 5 契約の変更により委託料に増減が生じたときは、変更後の委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10に達するまで、契約保証金を追加納付させ、又は還付することができる。この場合において、追加納付する契約保証金については、第2項の規定を準用する。
- 6 契約保証金又はこれに代わる担保の提供には、利息は付さない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、譲受人から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7条 受注者は、この契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務に影響を及ぼさない補助的業務であって、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、再委託の内容、再委託先、再委託を要する理由、再委託先に対する管理方法その他必要な事項を記載した文書を、発注者に提出しなければならない。
- 3 前項に定めるほか、受注者は、第1項ただし書の規定により発注者の書面による承諾を求めようとするときは、発注者の指定する様式により、再委託先から暴力団排除等に係る誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(法令上の責任)

- 第8条 受注者は、受注者の従業員に対する使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他法令上の全ての責任を負って従業員を管理し、発注者に対し責任を及ぼさないものとする。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更するときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書及び設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する業務を履行させるための受注者(次条第3項の受注者の作業責任者等を

含む。以下この項において同じ。) に対する業務に関する指示

- (2) この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、この契約書及び設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもの

(作業責任者等)

第 10 条 受注者は、この契約に基づく業務に関する責任者を 1 人以上配置し、遅滞なく発注者に通知しなければならない。この者を変更したときも同様とする。

2 前項の責任者（以下「作業責任者」という。）は、この契約書及び設計図書に定める業務の履行における一切の事項を処理するものとする。

3 受注者は、作業責任者及び業務に従事する作業員（以下「作業責任者等」という。）の名簿を発注者に提出しなければならない。また、作業責任者等の風紀、衛生等に留意し、標識を付した清潔な作業衣を着用させなければならない。

(措置請求)

第 11 条 発注者は、作業責任者等による作業内容その他受注者による業務の履行状況が不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員による職務の執行が不適当と認められるとき、又は設計図書に不明な点若しくは不適当な点があり、業務の履行が困難であるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置を執ることを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る改善策等について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計図書の変更)

第 12 条 発注者は、設計図書に誤謬又は脱漏があるとき、その他必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託料の額若しくは委託期間を変更し、又は受注者において追加の費用を支出する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議し、書面により定めるものとする。

(機械、器具等の負担区分)

第 13 条 業務に要する諸機械、器具、道具、薬剤、物品等の手配及び維持管理に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(材料の品質検査等)

第14条 業務用材料等について、設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を用いるものとする。

2 受注者は、業務用材料等については、監督職員の確認を受けたものを使用しなければならない。

3 受注者が用いた業務用材料等により発注者又は第三者に損害が生じたときは、製造物責任法(平成6年法律第85号)により製造業者等が賠償責任を負う場合を除き、受注者がその損害を賠償する責任を負う。

(業務の履行に関する光熱水費等)

第15条 受注者が業務を履行するために必要となる、電気、水道及びガスの料金のうち、第2条に定める業務を行う場所において発生する料金については発注者の負担とし、それ以外の場所において発生する料金については受注者の負担とする。

2 受注者は、第2条に定める業務を行う場所において、電気、水道又はガスを使用するに当たっては、極力節減し、効率的に使用しなければならない。

(作業責任者等の詰所及び器具倉庫等)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、作業責任者等の詰所及び委託業務用機械器具類の保管倉庫として、施設の一部を無償で受注者の使用に供するものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者から提供された施設を善良に管理するとともに、前項の目的以外に使用してはならない。

3 受注者は、この契約が終了したときは、発注者から提供された施設を、発注者が定める日までに原状に復して返還しなければならない。

(検査等)

第17条 受注者は、毎月の業務完了後、その翌月はじめに業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、業務内容その他業務の履行状況が設計図書に適合しない場合において、発注者が手直しを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、受注者は委託料の増額又は追加費用を請求することができない。

3 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて手直しを催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて委託料を減額することができる。

(委託料の支払)

第18条 委託料の支払は月払とし、第4条第1項に定める当該会計年度の委託料の年額に12分の1を乗じて得た額とする。

2 受注者は、前条第1項の検査に合格したときは、当該月の委託料の支払に関する請求書を発注者に提出するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

4 発注者は、前項に定める期限までに委託料を支払わなかったときは、受注者に対し、期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金の金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で計算した額の遅延損害金を支払わなければならない。

5 この契約が月途中で終了したときは、発注者が支払う当該月の委託料は、次の算定式により日割り計算により算定した額とする。

当該月の委託料＝当該月業務履行日数×（当該年度契約年額÷当該年度業務履行予定日数）

（予算の減額又は削除に伴う解除権）

第19条 発注者は、第4条第1項に掲げる各年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（契約不適合による解除権）

第20条 発注者は、受注者が債務の本旨に従った契約の履行をしない場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） この契約を履行できないことが明らかであるとき。

（2） 受注者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3） 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（4） この契約の締結又は履行に際し重大な不正行為を行ったとき。

（5） 関係法令、規則等の規定に違反したとき。

（6） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

（7） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。

（8） 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。

3 第1項又は前項の解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

4 受注者は、第1項又は第2項の定めにより契約を解除されたときは、違約金として、第4条第1項に定める委託料総額を1年あたりの額に換算した額の100分の10に相当する金額を、発注者の指定する期日までに発注者に支払わなければならない。この場合において、違約金は損害賠償の額の予定とは解釈せず、受注者は発注者が被った損害を賠償しなければならない。

- 5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 6 本条の規定は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、適用しない。

（暴力団排除措置による解除権）

第21条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
- (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに当該者と契約を締結していた場合であって、当該事実の判明後速やかに契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(談合その他の不正行為が行われた場合の解除権)

第22条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下、「排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前各号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪により逮捕され、又は刑が確定したとき。
- 2 第20条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

(受注者の解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その不履行の内容が、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 受注者は、第27条の規定により業務の全部又は一部が中止され、かつ、これにより委託料が減額された場合であって、当該委託料の減額分が、第4条第1項に定める当該会計年度の委託料の10分の5に相当する額を超えたときは、前項の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。
- 3 第1項に定める発注者の契約違反又は前項に定める業務の全部若しくは一部の中止が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることができない。

(損害賠償)

第24条 受注者は、その責めに帰すべき理由により発注者の施設等を滅失し、又は毀損したときは、発注者の認定に基づきその損害（調査費用、弁護士費用を含む。以下この条において同じ。）を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、受注者は、この契約に定める義務を履行しないため発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(業務中の事故及び第三者に対する損害)

第25条 受注者の作業責任者等の業務中の事故については、一切受注者の責任において賠償又は補償を行わなければならない。事故が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、発注者はその責めを負わない。

2 受注者は、業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、自己の責任と費用負担において当該損害を賠償しなければならない。

(火災盗難の予防)

第26条 受注者は、業務を行う場所における火災及び盗難の予防に努めなければならない。

(安全配慮に伴う業務の中止)

第27条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰することができない事由により、業務を行う場所や当該場所までの道路等の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 前2項の場合において、委託料の額若しくは委託期間を変更し、又は受注者において追加の費用を支出する必要があるときは、発注者、受注者双方が協議し、書面により定めるものとする。

(臨機の措置)

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ない事情があるときを除き、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に対し、措置した内容を速やかに報告しなければならない。

3 第1項の規定により受注者が臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(業務の引継ぎ)

第29条 受注者は、この契約が終了するときは、新しい受託者に対し、業務が継続的かつ安定的

に行われるために必要な引継ぎをしなければならない。この場合において、引継ぎに要する費用については、発注者は負担しない。

(秘密の保持)

第30条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

2 受注者は、業務遂行上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(障害者に対する遵守事項)

第31条 受注者は、委託業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

(契約の費用)

第32条 この契約の締結に要する費用は、全て受注者の負担とする。

(裁判管轄)

第33条 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第34条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、その都度両者協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 久留米市城南町15番地3
久留米市
久留米市長名

受注者 住所

商号又は名称
代表者職氏名